

北上地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年2月9日

北上地区消防組合

管理者 北上市長

**管理者署名**

北上地区消防組合条例第4号

北上地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する  
条例

(別紙のとおり)

議案第4号

北上地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

北上地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和49年北上地区消防組合条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表				別表			
種	別	区分	支給額	種	別	区分	支給額
[略]				[略]			
救急業務手当		1回	250円	救急業務手当	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成14年法律第104号）第6条第8項に掲げる感染症の患者若しくは疑いのある患者の救護や付着物件の処理作業にあたる救急業務	1日	4,000円
				上欄に掲げる以外の救急業務	救急救命士の資格を有する者	1回	700円
					その他の者	1回	250円
[略]				[略]			
災害出動手当		1回	250円	災害出動手当	消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条第5項に掲げる特殊な災害において有害物質に	1日	4,000円

				身体的な暴露を受ける可能性のある業務		
				緊急消防援助隊又は岩手県内応援として災害が発生した市町村に出動し、消防組織法第44条第1項に掲げる消防の応援又はこれに準じた活動に従事する業務	1日	2,000円
				その他の業務	1回	250円
備考 改正部分は、下線の部分である。						

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月9日提出

北上地区消防組合

管理者 北上市長 高橋 敏彦

提案理由

消防職員が災害出動した際に直面する危険な業務や、特殊な資格を要する業務に対する手当の適正化を図るため、改正しようとするものである。